

2026 年 7 月

ご契約者様

東京海上ウエスト少額短期保険株式会社

「地震災害費用保険金」に関するご案内

このたびの令和 8 年熊本地震により被害を受けられた皆様に、心よりお見舞い申し上げます。
弊社において家財を対象に保険にご加入のお客様につきましては、ご契約内容に基づき、地震・噴火またはこれらによる津波によって建物が一定以上の被害を受けた場合に、「地震災害費用保険金」をお支払いできる場合があります。

■ お支払いの対象となる場合

被保険者（保険の保障を受けられる方）がお住みの建物（借戸室が属する建物）が地震・噴火またはこれらによる津波により「全損」(*1)となった場合(*2)、臨時に発生する費用に対して「地震災害費用保険金」を **1 事故につき 20 万円**(*3)をお支払いします。

(*1) 建物の「全損」とは、次のいずれかに該当する場合をいいます。

- ① 建物の主要構造部の損害額が、その建物の再取得価額の 50%以上となった場合
- ② 建物の焼失または流失した部分の床面積が、その建物の延べ床面積の 70%以上となった場合

(*2) ご契約内容により、建物に加えて家財が全損となったときに限り保険金お支払いの対象となる場合があります。

(*3) 72 時間以内に生じた 2 以上の地震・噴火またはこれらによる津波は、これらを一括して 1 回の事故とみなします。



ご注意

次のような場合は保険金のお支払い対象となりません。

- ✕ 家具・家電のみが破損した場合
- ✕ 壁紙のひび割れや室内の軽微な損傷のみの場合
- ✕ 地震による家財の損害のみで、建物が全損に至っていない場合

■ 保険金請求をご希望のお客様へ

保険金のご請求をご希望の場合は、下記「事故受付センター」までご連絡ください。ご請求にあたっては、罹災証明書、被害状況が確認できる写真その他弊社が必要と認める書類のご提出をお願いする場合があります。なお、実際のお支払いの可否については、ご提出いただいた資料等をもとに、保険約款に従い判断いたします。

<事故受付センター>

フリーダイヤル

 **0120-018-505** [受付時間] 24 時間・365 日

弊社ホームページからも受け付けております。

<https://www.twssi.co.jp/contractant/jiko.html>

※本ご案内は概要を説明したものです。保険金のお支払いには所定の条件があります。詳細は保険約款をご確認ください。